

# 第7回合併協議会

2011.2.15

## 第4小委員会からの報告

### ① 大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法について

(平成12年9月22日第5回委員会、同年10月10日第6回委員会)

大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法について第4小委員会の合意事項として次のとおり合意しました。

### 〔大宮市及び与野市の現庁舎の活用方法について〕

1. 新市の管理機能は、浦和市の本庁舎に一元化する。
2. 総合行政センター及び他の執行機関の窓口機能として活用するものとし、内線電話機能等で各総合行政センターと本庁のネットワーク機能を充実する。
3. 公社、事業団等の本部または支部機能等として活用することを検討する。
4. 新市の市庁舎の位置及びあり方について、新市成立後、議会として検討するための委員会を設置する。

## さいたま市長職務執行者の協議結果を報告

合体（新設）合併の場合、合併関係市の市長は合併の前日限りで失職することとなるため、新市の市長が選挙されるまでの間、その職務を行う職務執行者を合併関係市の市長の中から、その協議により定めることとなっています。さいたま市の市長職務執行者については、3市市長の協議の結果、与野市の井原勇市長が「さいたま市長職務執行者」に決定されたとの報告がありました。

### ② 政令指定都市への移行スケジュール（想定案）について

(平成12年11月25日第7回委員会)

合併後2年以内に政令指令都市を実現するとした場合の「政令指定都市への移行スケジュール（想定案）」を正副委員長案として提

案し、小委員会として基本的に了承しました。なお、この想定案の協議により「政令指令都市への移行スケジュール（想定案）」の平成13年6月、7月の部分に上尾市、伊奈町への「意向確認」という項目を入れることとしました。

### ③ 将来の行政区の区割りに関する方針について

(平成12年12月19日第8回委員会、平成13年1月27日第9回委員会、同年2月9日第10回委員会)

将来の行政区の区割りについては、政令指定都市移行に向け新市成立前の3市において事前に意見調整をすべく協議を行い次のとおり合意しました。

### (1) 「行政区の数」について

(一部省略)

- ・浦和市域をH型に4区分する。
- ・大宮市域をH型に4区分する。
- ・与野市域は現市域を基本として1区に区分する。

### (2) 「区」の区域の範囲」について

(一部省略)

### 〔「さいたま新都心区域」の取扱について〕

さいたま新都心区域のうち、県のさいたまスーパーアリーナや国の広域合同庁舎、郵政庁舎などの立地する地区の中が行政区の区割りにおいて分断されることのないよう取り扱うべきものである。

その帰属については、合併促進決議、行政面積などを勘案した場合、旧与野市を基本とする行政区に帰属することが望ましいとの意見があったことも配慮すべきである。

さいたま新都心を中心とする都市整備にあたっては、大宮駅との連携などを総合的に検討し、新市においてその推進を図ることとする。

### 〔その他各市の市境の取扱いについて〕

政令指定都市の行政区は、市民サービスの提供の地域的単位として、地域コミュニティのまとまりや市民の利便性等を考慮し設定されるべきものであることから、3市の区境の地域については、地域の一体性に十分配慮するものとする。

以上の協議結果が、協議会に報告され、協議会の決定事項として

新市に引き継ぐこととしました。

## 浦和市・大宮市・与野市合併協議会の廃止について

浦和市・大宮市・与野市合併協議会は、昨年4月29日に発足以来、7回の協議会を開催し、25項目にわたる合併協定項目に関する協議や新市建設計画の作成などを協議・決定してきました。

こうした協議結果は、昨年の9月5日に合併協定書としてまとめられ、その後の3市議会における廃置分合の議決、埼玉県議会での議決を経て、去る1月12日には「浦和市、大宮市、与野市を廃し、平成13年5月1日からさいたま市を設置する。」との知事決定がなされ、その後1月25日に知事から届出のあった旨の総務大臣告示（平成13年総務省告示第18号）がなされました。

このため、浦和市・大宮市・与野市合併協議会は、その設置目的を終了したところであり、今後は、3市それぞれ、2月招集の定例市議会において合併協議会の廃止議案を議決することにより、浦和市・大宮市・与野市合併協議会を、平成13年4月30日限りで廃止することとなりました。

## 予算

合併協議会の平成13年度予算（4月分）は、合併協議会の審議経過のまとめに関することや事務局の運営費等に充てるためのもので、840万円を計上し、3市が均等に280万円ずつ負担します。